

公益社団法人日本表面科学会 会費規程

平成 25 年 2 月 2 日理事会承認

(年会費)

第 1 条 会員は、毎年次の会費を前納するものとする。栄誉会員からは会費を徴収しない。入会金は無料とする

会員種別	年会費	備考
正会員（個人）	10,000円*	会員登録後の名義変更は不可
学生会員（個人）	2,000円	高専・大学等の学籍を有するもの
維持会員	100,000円	(1口以上)
賛助会員	40,000円	(1口以上)
購読会員	20,000円	雑誌の定期購読のみ
栄誉会員	0円	

*正会員には別途内規に定めるシニア割引制度がある。

(会員の権利)

第 2 条 会員（購読会員を除く）は次の権利を有する。

(1) 本会の開催する学術的会合に参加し、会誌等の刊行物に寄稿することができる。

(2) ホームページを通じて、会誌が閲読できる。

(3) 本会の運営・管理に関して意見を述べ、または提案することができる。

(正会員、栄誉会員の特典)

第 3 条 正会員、栄誉会員は、次の特典を得る。

(1) 会誌が配布される。

(2) 本学会が主催する基礎講座、セミナー等の参加費が割り引かれる。

(4) 本学会が編集する図書を割引価格で購入できる。

(学生会員の特典)

第 4 条 学生会員は、次の特典を得る。

(1) 本学会が主催する基礎講座、セミナー等の参加費が割り引かれる。

(2) 本学会が編集する図書を割引価格で購入できる。

(維持会員、賛助会員の特典)

第 5 条 維持会員、賛助会員は、次の特典を得る。

(1) 会誌が配布される。

(2) 本学会が主催する基礎講座、セミナー等の参加費が割り引かれる。

(購読会員の特典)

第 6 条 購読会員は、次の特典を得る

(1) 会誌が配布される。

(2) 申し出により、電子版による会誌が配布される。

(会費滞納者)

第 7 条 会費滞納者に対しては、理事会の議決を待つことなく会誌頒布を停止することができる。

2 2年間継続して会費を滞納した会員は退会の意志を示したものと見なすことができる。

(規程の変更)

第 8 条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

附則

この規程は総会の議決を経て、平成 25 年 2 月 2 日から実施する。

公益社団法人日本表面科学会 シニア割引内規

平成 25 年 2 月 2 日理事会承認

(対象)

第 1 条 (シニア会員 A) 満 60 歳以上の本会正会員で、常勤職についておらず、かつ本割引制度申請時からさかのぼり 10 年以上の間、本会の正会員であった会員を対象とする。

(シニア会員 B) 満 60 歳以上で、常勤職についておらず、かつ本割引制度申請時からさかのぼり本会の正会員である期間が 10 年未満の会員または入会希望者を対象とする。

(名称)

第 2 条 割引制度の対象となった会員はシニア会員と称し、Web 上での会誌記事へのアクセス権等を含め、正会員と同等の資格を有する。

(割引会費)

第 3 条 割引会費は下記の 2 種類を設ける。

- (1) (シニア会員 A) 6,000 円：会誌の配布を希望する場合
2,000 円：会誌の配布を希望しない場合
- (2) (シニア会員 B) 7,000 円：会誌の配布を希望する場合
4,000 円：会誌の配布を希望しない場合

(審査)

第 4 条 割引制度の適用を希望する正会員または入会希望者は、所定の申請書を学会事務局に提出する。

- 2 理事会は申請に基づき資格を審査する。
- 3 理事会の審査に合格した正会員または入会希望者は審査合格時よりシニア会員となり、割引制度が適用される。ただし、会費の返却は行わない。